

## 平成18年度第7回評議会議事録

日時：平成18年7月14日(金)15:07～17:31

場所：東京都千代田区大手町1-6-1 JPF

### 出席：評議員

外務省 : 鈴鹿 光次 (上村司評議員代理)  
経団連 : 斎藤 仁 (Ⅲ. 議事のうち2. までの欠席中は石崎評議員に委任。  
2. から出席)  
三菱財団 : 石崎 登  
学識経験者 : 中村 安秀  
PWJ : 大西 健丞 (NGOユニット枠)  
AAR : 堀江 良彰 (NGOユニット枠)

### 評議会アドバイザー

前評議会議長 : 長 有紀枝  
日本経済新聞社 : 原田 勝広  
広島県 : 出原 充浩  
社会貢献担当者懇談会 : 日比野 亨

### オブザーバー

外務省 : 町田  
ADRA : 鈴木  
HFHJ : 高柳  
JADE : 細井  
JCCP : 茂木、大上、村田  
JMAS : 山崎  
KnK : 守谷  
PWJ : 山本

事務局 : 高松、寺垣、谷口、菊池、田口

座長 : 大西 健丞

### I. 定足数確認

評議員定数6名のうち、出席評議員数6名をもって定足数を確認した。

### II. 配布資料確認

- 事務局：平成18年度第7回JPF評議会次第
- 事務局：議案1. ガバナンス改革にかかる常任委員会規約の承認
- 事務局：特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム常任委員会規約（案の2）
- 中村評議員：常任委員会規約（案の2）へのコメント
- 事務局：支援実施契約
- 事務局：議案2. スマトラ島沖地震被災者支援にかかるJCCPの承認
- JCCP：スリランカ津波被災者支援事業に際しての現地企業、団体からの寄付金問題について

て

8. JCCP：「不適切な寄付金」に関する返金の算定について
9. 事務局：議案3. スマトラ島沖地震被災者支援にかかる事業報告及び収支報告の承認
10. JCCP：トリンコマレー県環境整備等事業(第二期) 報告書
11. JCCP：トリンコマレー県・アンパラ県復旧支援事業報告書
12. JCCP：トリンコマレー県復旧支援事業(第4期)報告書
13. 事務局：外務省供与資金の財務報告・民間資金の財務報告
14. 事務局：特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの理事候補について
15. 事務局：JPFへの参加と助成資格概観
16. 事務局：プレスリリース「新生ジャパン・プラットフォーム記者会見のご案内」
17. 事務局：パキスタン地震被災者支援事業における民間助成金額の上限金額設定解除に関するJPF理事会（2006年7月12日開催）の意見集約について

### III. 議事

#### 1. ガバナンス改革にかかる常任委員会規約の承認について

事務局より配布資料に基づき説明がなされた。審議の結果、下記修正をし、当該規約案を特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム平成18年第1回理事会に諮ることを全会一致承認した。

修正前：第3条1項 常任委員会は、この規約の施行時には、次の委員をもって構成する。

修正後：第3条1項 常任委員会は、次の委員をもって構成する。

修正前：第3条4項 常任委員会は、理事会の選任により組織の代表者または個人を常任委員として、最大5名まで追加することができる。

修正後：第3条4項を削除する。

修正前：第4条 常任委員の任期は、1期2年として通算6年を上限とする。ただし、再任を妨げない。

修正後：第4条 常任委員の任期は、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 2. スマトラ島沖地震被災者支援にかかるJCCPについて

JCCPより配付資料に基づき、スリランカ津波被災者支援事業に際しての現地企業、団体からの寄付金問題について説明がなされた。審議の結果、「違反行為に対する措置」に基づいて、違反行為にかかる当該事業の既拠出金の返還を求めることを承認した。

なお、違反行為に対する措置第3条1項の各号に下記の通り該当する。

- ① 緊急第1期支援事業が、第3条1項1号「虚偽の事業・会計報告をしたとき」に該当
- ② スマトラ島沖地震被災者支援として実施した4事業が、第3条1項2号「助成金の目的外使用や横領をしたとき」に該当
- ③ スマトラ島沖地震被災者支援として実施した4事業が、第3条1項3号「業者からキックバックやリベートを受けたり、求めたりしたとき」に該当

また、第3条2項に定められている事業申請の停止及び事業拠出金額の制限に関しては、自主退会の意向がJCCPより出されており、その申し出の受理をもって了とし、適用しないこととした。なお、退会の時期については、パキスタン地震被災者支援の事業終了報告、固定資産処分他の確定作業の終了をもって退会申請を受理するものとした。

#### 3. スマトラ島沖地震被災者支援にかかる事業報告及び収支報告の承認について

##### ① JCCP：トリンコマレー県環境整備等事業(第二期)（政府資金）

事業実施団体より配布資料に基づき事業報告及び収支報告がなされ、審議の結果、全会一致で本件報告を承認した。

##### ② JCCP：トリンコマレー県・アンパラ県復旧支援事業（民間資金）

事業実施団体より配布資料に基づき事業報告及び収支報告がなされ、審議の結果、全会一致

で本件報告を承認した。

③ JCCP：トリンコマレー県復旧支援事業(第4期) (民間資金)

事業実施団体より配布資料に基づき事業報告及び収支報告がなされ、審議の結果、全会一致で本件報告を承認した。

4. ガバナンス改革について

事務局より7月12日開催のNGOユニット臨時総会において任意団体NGOユニットの代表幹事としてPWJ大西健丞氏、副代表幹事としてAAR堀江良彰氏、WVJ池田満豊氏が選任された旨の報告と、同日、新JPF臨時総会を開催した旨の報告がなされた。

また、堀江NGOユニット副代表幹事と事務局よりガバナンス改革に伴う、助成資格審査機関と基準の整理について諮られた。協議の結果、NGOユニットへの加盟後、常任委員会がNGOの助成資格付与及び変更の審査をすること、並びに常任委員会が毎年度ごとにNGOの助成資格の見直しをすることを確認した。

5. 資金助成ガイドラインの弾力的運用について

堀江NGOユニット副代表幹事と事務局より配付資料に基づき、パキスタン地震被災者支援における民間助成金額の上限金額設定解除について、7月12日開催のNGOユニット理事会において協議された内容の報告がなされた。報告されたNGOユニットの意見概要は下記の通りである。

① 民間助成金額の1団体毎の上限設定について

プロジェクト毎の民間資金総額における1団体毎の占める割合上限を定めたルールは、少数NGOによる民間資金の独占を防ぎ、各NGOの機会均等を意図して策定された。しかし(意図に反し)本ルールの適用により事業実施の機会を制限するのであれば、パキスタン地震被災者支援においてはルールを解除してよいのではないか。

② 助成資格による年間上限設定について

正会員の年間助成上限を1,000万円未満としたのは、事業実施者としての当事者的確性を判断するためのものであり、JPF資金助成上のアカウントビリティを果す観点からも重要なルールである。解除に関しては慎重に対応する必要がある。

ただし、設定金額の妥当性については、別途、議論の必要性がある旨の指摘がなされた。

③ 正会員初回申請における上限設定について

正会員の初回申請では500万円程度を上限とし、事業申請から終了報告までの一連の作業過程を確認してから次回申請を受け付けることとしたのは、ガイドライン上のルールでなく、評議会の運用における基準である。このため、解除に関する判断は評議会に付すべき事項である。

ただし、事業終了から終了報告を経て次回申請を行うまでに現地事業に空白期が生じるため、事業終了報告書及び収支報告書以外の指標により事業実施能力を確認できるのであれば、次回申請を受け付ける時期を早められるのではないか。

本会での協議の結果、パキスタン地震被災者支援に限り、上記①は解除、②は解除せず適用のままとし、③は空白期が生じぬように運用を迅速にすることとした。なお、資金助成ガイドラインについては、別途議論の必要性がある旨の附言がなされた。

6. 次回の開催日時・会場について

7月19日開催のJPF理事会での常任委員会への常務委任の承認を条件として、第1回常任委員会を平成18年7月24日(金)16:00よりJPF事務局において開催することとした。

以上